

# 託送供給等特例認可申請書

料金についての特別措置

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難者)

平成28年2月12日

東北電力株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

東北電ネセ統第14号

平成 28 年 2 月 12 日

経 済 産 業 大 臣

林 幹 雄 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 原 田 宏 哉

平成 26 年改正法附則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり同条第 1 項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類		接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住 所	同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上	
	供給場所	同 上		
供 給 電 力		同 上		
供 給 電 圧		同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		同 上		
料金その他の供給条件の内容		同 上		
供給開始年月日及び有効期間		同 上		

別紙

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、また、4 月 22 日には警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 4 月 1 日、10 月 1 日、平成 27 年 9 月 5 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた（以下、平成 27 年 9 月 5 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。）。

このため、避難指示等がなされた地域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第 3 項については、避難された電気の使用者が、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 避難された電気の使用者のうち平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により被災された電気の使用者を需要者とする供給地点（以下「避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点」という。）において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等が解除された日（以下「避難指示等解除日」という。）の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款（平成 27 年 12 月 18 日付け 20150731 資第 41 号認可。以下「託送供給等約款」という。）68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 2 契約者が、避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 60（引込線の接続）および 61（計量器等の取付け）(5)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 3 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を、契約者が新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを廃止または減少しようとする場合は、託送供給等約款 52（供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）(1)イの規定にかかわらず、接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除する。
- 4 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送供給等約款によるものとする。

## 附 則

(実施期日)

この託送供給等約款以外の供給条件については、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別添

## 託送供給等約款により難い理由

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、平成 23 年 3 月 11 日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難された電気の使用者を需要者とする供給地点について、現在、託送供給約款以外の供給条件（平成 26 年 1 月 23 日付け 20131226 資第 14 号承認。）により託送供給を実施しておりますが、今回の託送供給等約款の実施にあたりまして、引き続き適用いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

### 記

避難指示等の経緯（平成 28 年 2 月 11 日まで）

- 平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の半径 3km 圏内に避難指示、同発電所の半径 3km から 10km 圏内に屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町の一部、同郡大熊町の一部、同郡富岡町の一部

- 平成 23 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内に避難指示、福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内に避難指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部

○平成 23 年 3 月 15 日，福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内に  
屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江  
町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町の一部，同郡葛尾  
村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，避難指示の対象区域を，福島第二原子力発電所の半  
径 10km 圏内から半径 8km 圏内へ変更

<避難指示が解除され，屋内退避指示に変更された地域>

福島県 双葉郡楢葉町の一部，同郡広野町の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内を警戒区域  
に設定（平成 23 年 4 月 22 日付）

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双  
葉町，同郡大熊町，同郡富岡町，同郡楢葉町の一部，同郡葛  
尾村の一部，同郡川内村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内の  
屋内退避指示を解除

<屋内退避指示が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江  
町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一  
部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村，伊達郡川俣町の一部

○平成 23 年 6 月 30 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 伊達市の一部

○平成 23 年 7 月 21 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 23 年 8 月 3 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 23 年 9 月 30 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除

<緊急時避難準備区域の設定が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部



○平成 23 年 11 月 25 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部

○平成 24 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 24 年 4 月 16 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 24 年 7 月 17 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 相馬郡飯舘村

○平成 24 年 8 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡楢葉町の一部

○平成 24 年 12 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡大熊町

○平成 24 年 12 月 14 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除

<特定避難勧奨地点が解除された地域>

福島県 伊達市の一部，川内村の一部

○平成 25 年 3 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡葛尾村

○平成 25 年 3 月 25 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡富岡町

○平成 25 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡浪江町

○平成 25 年 5 月 28 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡双葉町

○平成 25 年 8 月 8 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 伊達郡川俣町の一部

○平成 26 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の避難指示区域を解除

<避難指示区域が解除された地域>

福島県 田村市

○平成 26 年 10 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し，居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡川内村

○平成 27 年 9 月 5 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡楢葉町

以 上